

議案第31号	三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	子育て支援のための医療費の助成について、新たに中学1年生から中学3年生までの通院に係る医療費の一部を助成するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】 兵庫県において「こども医療費助成制度」のうち、通院にかかる医療費助成は、平成23年10月より小学校4年生～6年生までを対象としていたが、平成25年7月より中学校1年生から中学校3年生まで対象者の拡大及び入院医療費の支給方法を償還払いから現物給付に変更することに伴い所要の改正を行う。

【改正内容】 ●助成範囲の追加（第4条関係）

(3) こどものうち12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している者の入院以外の療養である場合は、医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額の3分の1に相当する額

【三田市乳幼児等医療費助成制度】

現行

	0歳	1歳～6歳	小1～小3	小4～小6	中1～中3
通院	●	●	●	●	
入院	●	●	●	●	●
所得制限	無				
一部負担金(患者負担)	無				

※●は助成実施済

※0歳～小6までは、現物給付（医療証の提示）、中1～中3（償還払い（立替払い））

今回拡充部

改正

	0歳	1歳～6歳	小1～小3	小4～小6	中1～中3
通院	●	●	●	●	●
入院	●	●	●	●	●
所得制限	無				
一部負担金(患者負担)	無。ただし、 今回拡充部分については、2割負担（3割負担のうち1割を市が負担）				

※すべての助成対象者について現物給付（医療証の提示）となる。

【施行期日】 平成25年7月1日